

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和7年2月26日（令和7年（行情）諮詢第275号及び同第276号）

答申日：令和7年12月19日（令和7年度（行情）答申第726号及び同第727号）

事件名：陸幕総第351号及び当該指示に関する行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

陸幕総第351号及び当該指示に関する行政文書ファイル等につづられた他の文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる38文書（以下、順に「文書1」ないし「文書38」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を開示した各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和6年6月21日付け防官文第14539号、同年9月3日付け同第19761号、同年12月13日付け同第28412号及び同第28413号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢序」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書1（原処分1について）

ア ないしき （略）

（2）審査請求書2（原処分1について）

ア ないしえ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべ

きである。

力ないしケ (略)

(3) 審査請求書3(原処分2について)

ア 上記(2)オに同じ。

イ ないしオ (略)

(4) 審査請求書4及び審査請求書5(原処分3及び原処分4について)

ア ないしエ (略)

オ 上記(2)オに同じ。

カ 及びキ (略)

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ (略)

第3 質問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 原処分1及び原処分3について

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書1ないし文書34を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年6月21日付け防官文第14539号により、本件対象文書のうち、文書1のかがみ、2枚目及び3枚目について、法5条6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分1)を行った後、同年12月13日付け防官文第28412号により、本件対象文書のうち、文書1ないし文書34(文書1のかがみ、2枚目及び3枚目を除く。)について、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分3)を行った。

本件開示請求は、原処分1及び原処分3に対して提起されたものであり、本件質問に当たっては、それらの審査請求を併合し質問する。

(2) 原処分2及び原処分4について

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書2ないし文書38を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年9月3日付け防官文第19761号により、本件対象文書のうち、文書2の1枚目について、法5条6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分2)を行った後、同年12月13日付け防官文第28413号により、本件対象文書のうち、文書2ないし文書38(文書2の1枚目を除く。)について、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分

(原処分4)を行った。

本件開示請求は、原処分2及び原処分4に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分1及び原処分3について

ア ないしカ (略)

キ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分1及び原処分3においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、別表のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ク (略)

ケ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。コ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分3を維持することが妥当である。

(2) 原処分2及び原処分4について

ア 上記(1)キに同じ(ただし、「原処分1」とあるのは「原処分2」、「原処分3」とあるのは「原処分4」と読み替える。)。

イ ないしケ (略)

コ 上記(1)ケに同じ。

サ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分2及び原処分4を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和7年2月26日 諒問の受理(令和7年(行情) 諒問第275号及び同第276号)
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受(同上)
- ③ 同年3月19日 審議(同上)
- ④ 同年11月26日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議(同上)
- ⑤ 同年12月15日 令和7年(行情) 諒問第275号及び同第2

76号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件請求文書1に係る文書の特定（諮問第275号）

本件請求文書1に係る開示請求書の「陸幕総第351号、及び当該指示に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。【裏面をご参照下さい】」との記載及び添付文書から、令和5年3月16日付け陸幕総第351号の通達（以下「本件通達」という。）及び本件通達に関連する文書の全てを求めているものと解し、文書1ないし文書34を特定した。

イ 本件請求文書2に係る文書の特定（諮問第276号）

本件請求文書2に係る開示請求の「防官文第14539号（2024.4.23-本本B180）で残りの部分」及び「当該請求（2024.4.23-本本B180）の後に綴られた文書の全て（ただし陸幕総第351号は除く）」との記載から、本件請求文書1に係る先行決定（原処分1）で残りの部分とされた文書（ただし文書1を除く）及び本件請求文書1の開示請求受付日の翌日である令和6年4月24日から本件請求文書2の開示請求受付日である令和6年7月5日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、文書2ないし文書38を特定した。

ウ 本件各開示請求時点において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は、作成・取得しておらず、保有もしていない。

エ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記（1）ア及びイの本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記（1）ウの保管状況及び上記（1）エの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有して

いないとする諮問庁の上記（1）の説明に特段、不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表に掲げる部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件通達は、石垣駐屯地で実施する視察等に関する統制事項及び申請要領について定めたものである。

同駐屯地における視察等を実施するに当たっては、視察等を希望する外部関係団体等からの申請について、本件通達で定めた基準に基づき、必要性及び公平性の観点から総合的に実施の可否を判断しており、標記不開示部分には、いずれも当該基準に係る情報、あるいはこれを推察させる情報が具体的に記載されている。

イ 当該不開示部分を公にした場合、同駐屯地における視察等を希望する外部団体等から、不当な干渉等を呼び起こすなどして、同駐屯地における視察等の実施に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示とした。

(2) これを検討するに、当該不開示部分を公にすると、視察を希望する外部団体等から不当な干渉等を呼び起こすなどして、同駐屯地における視察等の実施に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記（1）イの諮問庁の説明は、否定することはできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

- (1) 陸幕総第351号、及び当該指示に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。【裏面をご参照下さい】
- (2) 陸幕総第351号、及び当該指示に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第14539号（2024.4.23一本本B180）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2024.4.23一本本B180）の後に綴られた文書の全て（ただし陸幕総第351号は除く）。

2 本件対象文書

- (1) 上記1(1)の開示の対象として特定された文書

文書1 石垣駐屯地の視察等に関する統制事項等について（通達）（陸幕総第351号。令和5年3月16日）

文書2 石垣駐屯地における視察等の統制に係る部隊要望の概要及び対応の方向性について【呈覽仰指】

文書3 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）一覧表①

文書4 石垣駐屯地視察等について（申請）（＊＊＊第103号。令和5年4月26日）

文書5 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）一覧表②

文書6 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）一覧表③

文書7 R E : 【ご確認依頼】＊＊＊からの依頼について（石垣駐屯地訪問）

文書8 石垣駐屯地視察に伴う申請について

文書9 F W : 石垣駐屯地視察等申請について

文書10 R E : ＊＊＊による石垣駐屯地部隊研修等のお願いについて

文書11 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）一覧表④

文書12 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）一覧表⑤

文書13 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）一覧表⑥

文書14 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書①

文書15 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書②

文書16 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書③

文書17 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書④

文書18 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑤

文書19 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑥

文書20 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑦

文書21 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑧

文書22 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑨
文書23 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑩
文書24 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑪
文書25 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑫
文書26 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑬
文書27 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑭
文書28 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑮
文書29 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑯
文書30 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑰
文書31 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑱
文書32 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑲
文書33 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑳
文書34 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書㉑

(2) 上記1(2)の開示の対象として特定された文書

文書2ないし文書34

文書35 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書㉒
文書36 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書㉓
文書37 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書㉔
文書38 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書㉕

別表

本件対象文書	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 1	2枚目、3枚目及び7枚目のそれぞれの一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
文書 2	1枚目の一部	
文書 3	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
文書 4	件名及び1枚目ないし3枚目のそれぞれ一部	
文書 5	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
文書 6	2枚目ないし4枚目のそれぞれ一部	
文書 7	件名並びに1枚目ないし7枚目、9枚目及び10枚目のそれぞれ一部	
文書 8	1枚目ないし18枚目のそれぞれ一部	
文書 9	1枚目ないし3枚目のそれぞれ一部	
文書 10	件名並びに1枚目ないし4枚目及び6枚目ないし9枚目のそれぞれ一部	
文書 11	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
文書 12	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
文書 13	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
文書 15	1枚目ないし4枚目のそれぞれ一部	

文書 1 6	1枚目ないし3枚目及び6枚目のそれぞれ一部並びに5枚目の全て
文書 1 7	1枚目ないし3枚目のそれぞれ一部
文書 1 8	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部
文書 1 9	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部
文書 2 0	1枚目ないし4枚目のそれぞれ一部
文書 2 1	1枚目ないし4枚目のそれぞれ一部
文書 2 2	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部
文書 2 3	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部
文書 2 4	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部
文書 2 5	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部
文書 2 6	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部
文書 2 7	1枚目及び3枚目のそれぞれ一部
文書 2 8	1枚目ないし6枚目のそれぞれ一部
文書 2 9	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部
文書 3 0	1枚目及び3枚目のそれぞれ一部
文書 3 1	1枚目ないし5枚目のそれぞれ一部
文書 3 2	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部
文書 3 3	1枚目及び2枚目

	のそれぞれ一部	
文書34	1枚目の一部	
文書35	1枚目ないし3枚 目のそれぞれ一部	
文書37	1枚目及び2枚目 のそれぞれ一部	
文書38	1枚目及び2枚目 のそれぞれ一部	
文書7	12枚目の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
文書14	1枚目の一部	
文書16	4枚目の一部	
文書36	1枚目の一部	

※ 当審査会事務局において整理した。